〔11番　前川文博　登壇〕

○11番（前川文博）

皆さんおはようございます。それでは議長から許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回は大きく３つさせていただきます。１点目です。選挙事務の効率化と持続可能な選挙運営についてということで、４点お伺いいたします。１点目は、立会人等の負担軽減と経費削減に向けた投票時間の短縮。２点目は、長時間の拘束と報酬に見合わない選挙立会人の選任と今後の対応。３点目、期日前投票等の普及を踏まえた適正な投票所の数の見極め。４点目、費用対効果を踏まえたポスター掲示場の設置基準と削減の可能性ということです。

１点目です。立会人等の負担軽減と経費削減に向けた投票時間の短縮ということで、飛騨市の投票開始時刻と締切り時刻は、標準の午前７時から午後８時までとなっており、一部の投票所では最大３時間早めて午後５時としているところもありました。近年は、期日前投票の増加に伴い、投票日当日の朝・夕に訪れる有権者が減少傾向にあります。また、近年だけでも複数回、積雪期に選挙が行われており、除雪対策や締切り後の投票箱運搬など、冬期間の負担軽減も大きな課題となっております。開始時刻や締切り時刻を短縮することは、選挙立会人や職員の負担軽減、時間外手当の削減、さらには開票作業の迅速化につながることから、本市における見直しについて伺うべく通告をしておりました。

そうした中、去る９月１日の選挙管理委員会において、投票所の閉鎖時刻を大半の地区で１時間から２時間短縮し、午後８時閉鎖を廃止して、全ての場所で午後７時までに繰り上げる方針が議決され、新聞等でも報道されました。開票開始時刻も45分前倒して、午後８時半から行えるように調整されるとのことです。私自身、問題意識と合致する迅速な決定であり、大変時宜を得た対応であると評価をいたします。

既に方針が示された内容ではありますが、改めて議会の場において市民への周知を図る意味も含め、今回の投票時間短縮の決定に至った背景と、開票前倒し等を含めた期待される効果、また、今後予定されている岐阜県選挙管理委員会との協議や市民への周知プロセスについて、市の見解を伺います。

２点目、長時間の拘束と報酬に見合わない選挙立会人の選任と今後の対応です。期日前や選挙当日の投票所には、所定の立会人が必要ですが、長時間の拘束と報酬のバランス、そして人手不足により、立会人の確保が非常に困難になっている実態があります。令和７年３月の一般質問で、私から各種委員の報酬について触れ、令和８年から一定の改定が行われましたが、選挙関係の報酬は僅かな増額にとどまっておりました。

今回示された方針において、閉鎖時刻が午後７時に繰り上げられることで拘束時間が短縮され、立会人の負担軽減へ向けて大きな一歩が踏み出されたと言えます。しかし、立会人を確保し選任していく仕組みそのものの課題は依然として残ります。神岡町では、公民館単位での選任が多いものの、自治会解散等に伴い、一部の地域や人員に割当てが偏ってしまうという実態があります。飛騨市選挙管理委員会の公表でも、地元から負担軽減の要望があったと示されていますが、今回の時間短縮を踏まえた上で、立会人の選任方法の偏りや今後の確保策について、市としてどのように対応していくかお考えをお伺いいたします。

３点目、期日前投票等の普及を踏まえた適正な投票所の数の見極めです。投票所については、維持を望む声がある一方で、人手不足や維持管理の観点から統合を求める地域もあり、適正配置についての市のスタンスを伺うべく通告を行っておりました。今回の選管の決定において、現在の24か所から、古川町で２か所、河合町で１か所、神岡町で２か所の計５か所を減らし、19か所へと統廃合する方針が明らかとなりました。期日前投票や移動投票書の普及を踏まえれば、時代に即した見直しであると捉えておりますが、末高、栄、羽根、寺林、茂住といった該当地域の住民にとっては大きな環境の変化となります。今回の統廃合に至るいきさつと、市の考える適正な投票所の設置箇所数について、市の見解を伺います。

４点目、費用対効果を踏まえたポスター掲示場の設置基準と削減の可能性です。ポスター掲示場についても、設置・撤去費用やリース料、選挙公営におけるポスター作成費の公費負担を削減する観点から、見直しの必要性を捉えておりました。この点につきましても、現在、市内に172か所ある掲示場を、近接している場所や効果の低い場所を見直すことで112か所へ、約35％、60か所分ですけども、削減する方針が示されました。

2027年の県議会議員選挙で先行して削減を進め、2028年の市長選挙や市議会議員選挙で112か所にするという具体的な段階的なスケジュールも公表されております。経費削減と作業効率化に向けた極めて合理的な判断であると受け止めておりますが、今後の県選管との協議の見通しや、広大な飛騨市内において誰もが一度は目にする場所としての公平性、効果性をどのように担保してこの設置基準112か所を策定されたのか、市の見解を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔選挙管理委員会事務局書記長　岡田浩和　登壇〕

□選挙管理委員会事務局書記長（岡田浩和）

４点御質問をいただきましたので、順次、答弁をさせていただきます。

まず１点目になります。立会人等の負担軽減と経費削減に向けた投票時間の短縮についてです。投票所の開閉時間については、公職選挙法第40条の規定により、午前７時に開設し午後８時に閉鎖することとされています。ただし、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別な事情がある場合には、投票所の開設時刻を２時間の範囲で繰り上げ、もしくは繰り下げ、または閉鎖時刻を４時間の範囲内で繰り上げることが可能とされています。飛騨市の近年の選挙においては、期日前投票を利用する方が全体の約６割を占めており、選挙当日の夕方以降に投票所を訪れる選挙人の数は減少傾向にあります。具体的には、令和８年２月の衆議院議員選挙の投票実績では、19時から20時までの当日投票者数は39人で、当日投票者数の0.95％、投票者総数では0.31％であることを踏まえ、時間を短縮しても大きな影響がなく事前広報を十分に行えば対応できると判断し、５つの投票所について19時までとしました。これについては、地元とも協議を済ませております。加えて、この短縮により、開票時間を45分前倒しすることが可能となりました。また、開始時刻については、午前７時から午前10時台は675人で当日投票者全体の16.49％、投票者総数の5.32％でありますが、午前７時から午前８時の投票実績が確認できないことから見直しを見送りました。

今回の見直しは、議員御指摘のとおり投票時間の短縮による職員の時間外勤務手当の削減が見

込まれています。今後は、来年４月に執行が予定されております岐阜県議会議員選挙の時間帯別投票者数の調査結果を踏まえて、さらなる見直しが必要か否かを見極めて対応したいと考えております。

２点目、長時間の拘束と報酬に見合わない選挙立会人の選任と今後の対応についてです。立会人の報酬については、国が負担する経費を定める法律である、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条の規定額を根拠に、執行経費として認められる最大値を市の条例において定めています。したがって、この基準を超過する場合には、市の持ち出し金額が増加してしまうことになります。

次に、投票所における立会人の確保については、人口の減少、高齢化の影響に加え、近年の働き方の変化により、これまで以上に難しくなる見通しです。このため、令和８年度中に立会人バンクを創設する予定で準備を進めております。立会人バンクとは、立会人として選挙に携わりたいという有権者をあらかじめ登録し、選挙の際に優先的に依頼していく制度として運用を考えています。

今後は、従来からの自治会等への協力依頼と立会人バンクの活用を併せて、有権者とともに執行する選挙執行体制を整えていくよう努めてまいります。

３点目になります。期日前投票等の普及を踏まえた適正な投票所の数の見極めについてです。飛騨市の投票所数の見直しについては、令和７年３月に宮川町の３投票区を１投票区に統合し、直近の選挙においては、市全体として24投票区として運用してきました。その後、地域からの要望や市選管での検討により、去る９月１日の選挙管理委員会において、古川町の２投票区、河合町の１投票区、神岡町の２投票区を統合することで、これまでの24投票区を次回の選挙から19投票区にすることを決定いたしました。この統廃合に際しては、該当する地区から意見書等をいただき、住民の理解そして同意を得た上で進めております。選挙人の利便性と運営の効率化を図るため、慎重に検討を重ねた結果となっております。

また、選挙人からは、投票所があることで、せっかく設置してもらっているのであれば、期日前投票ではなく当日に投票へ行かなければならないと逆に負担に感じる声も伺っております。一方で、投票区によっては統廃合に対し希望しない行政区等も存在していることも承知しております。これらの状況を踏まえ、９月１日に決定しました19投票区という数は、現時点での最適な数であると考えています。今後も地域の要望や実情に応じて、柔軟かつ慎重な検討を進めてまいります。

４点目、費用対効果を踏まえたポスター掲示場の設置基準と削減の可能性についてです。情報技術の進歩によりあらゆる媒体で選挙に関する情報が取得できるようになっていることや、昨今の物価や人件費の高騰によりポスター掲示場に係る費用の増加が見込まれていることにより、ポスター掲示場の設置個所の適正化が重要な課題となっております。先の投票区統廃合により、地方自治法施行令第111条に定められている法定の設置基準数は、従来の187か所から150か所へ減少しました。また、令和10年執行予定の飛騨市市長選挙・市議会議員選挙に向けては、設置数を112か所まで減少させることとして、現在、調整を進めているところです。ポスター掲示場の数は、最適かつ効率的な場所に必要な数を設置することが何より重要であると考えています。そのため、単純に減少させるだけでなく、移設や新規設置も併せて検討した結果が先に示しました112か所

となっております。

なお、市長・市議会議員選挙以外の選挙においてポスター掲示場を減少させる場合は、その都度、岐阜県選挙管理委員会との協議が必要となり、減少させる場合は、原則、直近の市の選挙において設置した数を下回らないこととされております。令和９年春に執行予定の岐阜県議会議員選挙においては、令和６年執行の市長・市議会議員選挙において設置した設置数を、原則、下回ることができないため、令和10年執行予定の市長・市議会議員選挙に向けて調整を図っていく方針です。

今後も、費用負担の軽減とともに、選挙の公平性、有権者の利便性を十分に考慮しながら、適正な掲示場の設置に取り組んでまいります。

〔選挙管理委員会事務局書記長　岡田浩和　着席〕

○11番（前川文博）

詳しくお話いただきました。それでは再度お聞きしたい部分なんですけども、各地域で意見書を取って話合いをされたということで、特に廃止するところは地域の方と、こういうことですよと内容は深まっているのでいいと思うんですけども、一番は、当日投票できるならそこでしたいというのも確かにあると思いますし、それもいいんですけども、例えば神岡町の場合、茂住をなくすと東町の投票区になるのかな。そうすると距離で15キロメートルほどあるんですよね。その15キロメートルを移動しなければいけないということになると、かなりの距離なんですよ。神岡の町の中から古川のここへ来るのが20キロメートルなので、それに近い距離を移動するということが出るんですけども、そういった方々とかへの移動手段の確保とか、そういった話は何か出ておりましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（岡田浩和）

今回の統廃合につきましては、選挙の効率化ですとか、人材不足を何とかカバーする持続可能な選挙執行を目指しているということで進めさせていただきました。そういうことも踏まえまして、現時点では、取り立てて期日前投票所を設置するという考えは持っておりません。

○11番（前川文博）

ちょっと言い方が悪かった。期日前投票所ではなくて、今の投票所から遠い人だと20キロメートルぐらい神岡の町まで行かなければいけないということになると、極端に言うと、山之村の方が神岡の町で投票するとか、古川の人が神岡で投票すると同じぐらいの距離の移動が出るんですけども、今まで１キロメートル、２キロメートルで行けたものが、移動することに対しての交通の足に対することの補填は何か考えられたのかどうかということです。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（岡田浩和）

今のところは、その点については考えておりません。

○11番（前川文博）

分かりました。それで、私当初の通告には書いていたと思うんですけども、美濃加茂市が次の

市長選から午前８時から午後６時で行うということで、もうこれは公表されているんですけども、先ほど朝の時間の１時間の数が分からないということでなくて、次の県議選を見てということでしたので、ぜひその辺はまた細かい時間で区切っていただいて、データを見てやっていただきたいなと思います。

それから立会人バンクというのがありました。これは今自治会とかへ依頼してという話で、本来であれば自治会のほうで出してもらうということなんですけども、例えば、神岡の町の中ですと自治会のないところ、町内会しかないところがあるんですけども、そういったときには取りまとめとか中間に入ることっていうのは、どこでやっていただけるのか。そういうことは何か考えていらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（岡田浩和）

立会人バンクの人材募集については、全ての広報媒体で発信していきたいと思っておりますので、今議員がお話しされたような区長への区長回覧ですとかも含めてやりますが、特に仲介ができないところに対してはホームページですとか、あるいはほかの報道発表みたいなこともさせていただきますし、そちらのほうから応募していただくというふうに思っておりますので、仲介するような団体がないので何もしないということではございません。

○11番（前川文博）

これは川西の自治会から今年市に要望した中にあるんですけども、船津座である投票所、ここをやるところが二つしかないということで回していたんですけども、選挙立会人のことを何とかしてほしいということで言ったら、市の回答が、「推薦者の選出方法については市が主導するものではありませんので、投票処理に属する地域内での話合いにより推薦者の選出を御検討ください。」とあるんですが、やっぱり全然知らない町内だと、こういう話合いができないんですよね。そこにどこの町内が絡んでるのかも分からないとなると、やっぱりある程度市のほうで主導を持って立会人のことをやっていただきたいなという部分があるんですが、その辺はどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（岡田浩和）

そういうところに関しては、今の立会人バンクの方を充てさせてもらうということになってくると思いますし、基本的な考え方ですけど、全てを行政側が先導するということもなかなか難しいというふうに思っております。選挙の執行はあくまでも行政と選挙民の方と一緒につくり上げていくっていうふうに思っておりますので、その辺を御理解いただきながら、そういう地域についても何とか頑張っていただきたいというところはありますのでお願いいたします。

○11番（前川文博）

そういった話は聞いておりますので、ぜひ、集めるときの手助けを市のほうでちょっとやっていただくとか、そういったことをしていただきたいなという部分もあるんですが。例えば、そこの投票区に関する代表者を集めて話合いをする機会をつくるとか、そういったことは可能でしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（岡田浩和）

そういうようなことはできるかと思いますので、検討させていただきます。

○11番（前川文博）

その点、よろしくお願いいたします。

もう１点、ポスターのことだけお伺いします。平均で30％のポスター削減がありました。先ほど、前回の選挙を下回らないような数でという話があったんですけども、そこがあまり理解できなかったのでもう少し詳しく教えていただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（岡田浩和）

基本的に減少できるのは、市の選挙で減少させた数でしかできないということになりますので、今度の岐阜県議会議員選挙が執行予定でございますけど、基本的には前回の市の選挙の減少の数しか使えないということになります。ただし、県の選管のほうで減少協議が認められるとすれば、今の統廃合部分がありますので、そのことが認められると前回選挙が172か所でしたので、172か所から160か所になるのではないかなと思っております。令和10年の市長選挙・市議会議員選挙については112か所に持っていけるということで、２段階になるという意味になりますのでよろしくお願いいたします。

○11番（前川文博）

分かりました。そういうふうで進めていただいて、結局、候補者のところは、市の隅から隅まで回るのはほとんど変わらないので、ポスターの貼る場所が減ったというだけのことですので、その辺はいい範囲で決めていただければと思います。

それでは２点目に入らせていただきます。持続可能な公共交通網の確保と飛騨古川駅の活用についてということで、３点お伺いいたします。１点目、神岡猪谷線の見直し後の利用状況の分析と評価について。２点目、神岡猪谷線の土休日運休に伴う影響と利用者目線の情報提供。３点目、完全無人化を見据えた飛騨古川駅舎の観光・交通拠点としての活用です。

１点目です。神岡猪谷線の見直し後の利用状況の分析と評価についてです。神岡猪谷線は、ハイパーカミオカンデやカムランドの関連工事により、利用者が増加していると聞いております。そうした中、令和７年６月に、神岡猪谷線の土休日の運休と、平日の朝夕それぞれ１往復を廃止する方針が地元への説明もなく発表されました。その後、地元や研究機関向けに説明会が開催され、平日の朝と夕方はデマンド運行によって足が確保されることになりました。令和７年10月は急なスタートだったため運転手や車両の手配が間に合わず、当初は飛騨市職員の方が兼業として乗務して運行を維持されました。

現在はドライバーも確保され、安定した運行がされていると認識しております。デマンド運行の開始当初は想定以上の利用者があったと伺っておりますが、定時定路線の市営バスを含め、見直しから約11か月が経過した現在、利用状況についてどのような分析と評価をされているのか伺います。

２点目、神岡猪谷線の土休日運休に伴う影響と利用者目線の情報提供です。現在、濃飛バスのホームページのトップ画面、重要なお知らせ欄に「土休日は神岡から富山方面（猪谷）へのバスはありません」と赤字で表示されております。神岡町内でも土休日の運行を何とかできないのかといったお問合せを何件か受けております。赤字額の現状をお話しすると仕方ないなという反応もありますが、一方で、バスを乗り継いで出かけることを生徒にやらせたいと、自立や社会勉強にもなるので利用させたいという声もあります。濃飛バスの時刻表には自社運行の３往復のみが記載されています。

一方、飛騨市の「ひだしおでかけ時刻表」を見ますと、11ページに神岡猪谷線の時刻表があり、そこに赤字で「朝と夜に神岡北部乗合タクシーを１往復ずつ運行（Ｐ．12参照）」と書かれています。誘導された12ページを見ると「土日祝は運休」、「詳細は23ページ参照」とあり、さらに23ページに飛んで、ようやく小規模送迎（乗合タクシー）の案内が確認できるという構成になっています。あちこちのページに誘導されるこの構成は、決して利用者目線に立った丁寧な案内とは言えないと考えます。

また、濃飛バスのトップページにあのように表示されている以上、市へもそれなりの問合せや苦情が寄せられたのではないでしょうか。現在の問合せ状況と、当日利用できないことを知らずに利用できなかった方がどれくらいおられたのか、把握している範囲でお伺いします。

３点目、完全無人化を見据えた飛騨古川駅舎の観光・交通拠点としての活用です。これにつきましては、昨日の野村議員の質問及び再質問に対する市側の答弁を踏まえまして、重複を避け、さらに議論を一歩掘り下げようかなと思いまして、発言内容を整理いたしました。昨日の一般質問において、今年12月の完全無人化に伴い列車遅延等異常時への対応や、ホーム上の安全確保だけでなく、駅舎やトイレの維持管理・清掃につきましても、基本的にはＪＲ側の管理、対応事項であることが明確となりました。このように、安全面やハード面の維持管理責任がＪＲ側にあると整理されたからこそ、飛騨市が主体となって責任を持って進めるべき核心は、ＪＲから打診されている駅舎空間の利活用であると思います。昨日の答弁では、市としてＪＲと利用上の制約の協議を進められていること、また買物ニーズの把握や、民間採算性の難しさという課題も示されました。

そこで私から強調して言っておきたいのは、今回の活用対象には待合スペースだけでなく、ＪＲが使用していた旧事務室部分まで全て含まれているという点です。現在、古川駅のすぐ隣には濃飛バスの出札窓口、待合所や飛騨市観光案内所が配置されています。民間事業者の単独採算に頼るのが難しければ、これら隣接するバス窓口や観光案内所の機能と、駅舎の旧事務室スペースを一体的・効率的に再編・統合することで、管理コストを抑えつつ、観光案内、待合、物販が一つにつながった飛騨市の交通・観光ハブを創出できると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔理事兼総務部長　岡田浩和　登壇〕

□理事兼総務部長（岡田浩和）

初めに、神岡猪谷線の見直し後の利用状況の分析と評価についてお答えします。当該２路線の

利用者数についての実績を報告いたします。令和７年10月から令和８年７月まで10か月間の延べ利用者数として、神岡猪谷線は4,422人、神岡北部乗合タクシーは185人でした。

まず、神岡猪谷線については、令和７年９月まで民間事業者の運行路線であったことで利用者数の把握内容が異なるため、詳細な利用実績についての比較が難しいという状況にございますが、現在の利用者数としては月平均442人、１便当たりの平均乗車人数は3.6人となっております。また、利用状況としましては、朝８時から９時台と夕方の16時から17時台の便の利用が多く、昼間の10時から11時台の便の利用が少ないという傾向が出ております。なお、正確な数字での実績比較はできませんが、ドライバーへの聞き取りによると、見直しの前後において利用者数に変化はないとのことでございました。

次に、神岡北部乗合タクシーにつきましては、運行開始前に沿線地域の各世帯に利用意向に関するアンケートを配布しましたところ、60世帯のうち７割を超える44世帯から回答をいただきました。そのうち、利用意向ありの回答が14名であったものの、10月の運行開始後、実際に利用されたのは３名でした。運行開始後の利用実績では、ひと月の平均利用者数が18人と非常に少ない上に、その内訳は市外からの利用が多くを占めております。当初、地域からの要望を受けて運行を開始しましたが、現状では地域の方の利用は非常に少ないという結果が表れております。

今後は、引き続き利用者数や利用内容、利用者の属性などを分析し、改めて路線と運行内容の必要性を検討してまいります。

２つ目、神岡猪谷線の土休日運休に伴う影響と利用者目線の情報提供についてです。神岡猪谷線の減便・縮小に関する問合せ状況についてお答えいたします。市においては、特段の苦情はなく、バスの利用方法やデマンドタクシーの予約方法に関する問合せを何件か受けているのみです。濃飛バスにおいても、土日祝日の運行に関する問合せはあるものの特段苦情が寄せられたことはないとのことでした。また、神岡猪谷間の土日祝日運休について濃飛バスのトップページに掲載されている件につきましては、濃飛バスとしては、これまで自社で運行していた神岡猪谷線が変更になったことを分かりやすく広報するため、トップページへの掲載を行っているとのことでございました。

御指摘いただきました、「ひだしおでかけ時刻表」の神岡猪谷線と神岡北部乗合タクシーの案内が分かりにくいといった御指摘につきましては、今後のダイヤ改正に合わせて、より分かりやすい内容に改めてまいりたいと存じます。

〔理事兼総務部長　岡田浩和　着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔理事兼商工観光部長　森田雄一郎　登壇〕

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

私からは、３点目の完全無人化を見据えた飛騨古川駅舎の観光・交通拠点としての活用についてお答えをいたします。昨日の野村議員の御質問への答弁と重複する部分もございますが、飛騨古川駅の無人化につきましては、高山線全体の状況を見ましてもやむを得ない流れであると受け止めております。切符の販売等に関しましては、現在のサポートつき券売機で十分代用できていると考えております。

飛騨古川駅は本市の玄関口であり、観光面や公共交通の面で重要な拠点であると認識しております。また、駅舎は高山線開通当時のままの建物であり、歴史的にも非常に貴重なものでございます。市といたしましては、できるだけ現在の形で保存し、活用していきたいという考えに変わりはございません。

現在、ＪＲ東海との間で駅舎を利用する上での制約などについて確認を行っているところであり、それらを十分に踏まえ、駅舎の歴史的な価値や景観を大切に守りながら、議員から御提案のありました現在の事務室の部分の活用ですとか、隣接する観光案内所機能との統合など、具体的な活用策について今後検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔理事兼商工観光部長　森田雄一郎　着席〕

○11番（前川文博）

３点お答えいただきました。神岡猪谷線ですけども、土休日のトップページの問合せのほうは、私もないなという話はちらっと聞いたのでそういう回答かなと思っております。ただ、濃飛バスも、今見ると濃飛バスの運行なんですけど、内容は濃飛の自社運行から飛騨市に変わってそれを受託してるという運行なので、中身が違うので、そのためにということもちらっと伺っておりますので、そういう確認でございました。

神岡北部乗合タクシーのほうですけども、地元の方は少ないという話はあるんですけども、私たちもどこかへ行ったときに鉄道じゃなくてバスを乗り換えたり、地元の公共交通を使うと、先ほどおでかけ時刻表を直されると言われたのでいいんですけども、本当に分かりにくいんです。土地勘がないので、このバスでどこに行くのって、同じような路線で全然違うところへ行ったり、またくっついたりするので、そういった分かりにくいところがあったりして非常に困るので、多分、猪谷ところで待っていた方を見た方もいらっしゃいますので、そういった面でぜひ改正をしていただければと思います。

それでは３つ目のことで確認をしていきますけども、今、飛騨古川駅でＪＲと確認されている利用上の制約という話が出ましたけども、これは具体的にはどんなような内容なんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

事務室部分の利活用のお話をいただきましたけれども、御承知のとおり事務室の中には信号制御盤があったり、サポートつき券売機のバックスペースというか、そういったところをＪＲ東海側としても確保していく必要がございます。そういった自由に使えない部分が確実にありますよといったような制約でございますとか、今の待合室部分において、例えばですけれども、営利目的な営業を行った際の賃料の考え方、例えば売上の何％とか、そういった考え方もありますということもお聞かせをいただいておりまして、もし商業目的、営利目的でやる場合についてはＪＲ東海の中でも慎重に検討させていただきたいという旨の御回答をいただいております。

○11番（前川文博）

制約の具体的なところは分かりました。確かに、あそこは今まで使っていた機械があって、昨年12月にこの話をちらっと関係者から言われて、まさかこんなに早くやると思わなかったのでしばらく置いておいたら、２月７日からなくなったと。６月の頭まで中にある切符の販売機、マル

ス端末なんですけど、まだあれが残ってるって話も聞いたものですから、高山駅へ行って駅長さんと話をしたら、これはもう撤去するんだということで、要望しようが何しようがもう戻らないよという確認をしたので、そこから今準備を進めてこれにしてきたと。

駅の利活用ということなんですけども、私も昨日の答弁もあっていろいろ調べたんですけども、ＪＲ東海でこの駅舎の利活用をやっているところもあるんですけども、ほかにあるのかもしれませんが、私が調べた範囲では高山線の坂祝駅とか、足柄駅、近江長岡駅で建て替えて、坂祝駅は郵便局と一緒にして町がやったとかってあるんですけど、既存の建物を利用して、それを活用してくださいっていうのは多分今初めてのはずなんです。全部壊してるんです。この近くだと、角川駅と打保駅もそうだと思います。下へ行くと渚駅もそうだと思います。コンクリートの丸い造りで、３～４人がいれる待合室があって、その横に信号制御盤が置いてあるという、それだけの造りになってしまうんですね。

それを今投げかけられているということでありますので、例えば、これはこうしたらどうかとか思いがあって、昨日大分つくったんです。本当はこの後の質問の自主防災組織のほうへ行こうと思ったんですけど、それどころじゃないということでつくりました。昨日つくったやつを読むので聞いていただいて、それにまた考えていただきたいんですけども、昨日の答弁で市が懸念していた部分、民間の事業者の単独採算の難しさとか、来訪者の買物・休憩ニーズという課題ですね。

あと、市内の小中高生、特に高校生ですけど、前にも図書館の質問で言いましたけども、待つ場所がないとか、勉強するスペースがないということで、図書館と市の通路のところでやったり、西庁舎の下で勉強したり御飯を食べたりしております。こういった居場所が非常にない、不足してるというのが現状です。駅前にもお店がない、買物する場所がないということで、この辺をいろいろと考えたときに、今回ＪＲから打診されているのが、旧事務室や旧仮眠室、こういったバックヤードまでをフル活用していいですよという打診だと思うんです。今図書館で10年たった「君の名は。」のイベントが始まりました。こういったことでまた訪れる観光客も出てまいります。こういった方からお金をもらう。居場所を求める学生、子供たちのためにそこで勉強できるようなスペースも造って、学生がいるところは日常生活、旅行で来る人は非日常を求めて来ます。「君の名は。」の方も非日常のことでいらっしゃいます。飛騨古川駅で、現実と非現実が交差するような場所をつくるとか。

昨日、私これを作っていたので見なかったんですけど、神岡ですごい夕焼けがあって片割れ時のオレンジ色のすごいやつがあったと。私も家内に「外すごいよ。」って言われたけど、そんなことやっている場合じゃないでこっちをやっているんだと見なかったんですけど、写真を１枚見ましたら、これはすごかったなというのもあります。そういったことをやって、何とか物にしていただきたいと思います。

例えば、出札窓口の話もありましたけど、出札窓口でカフェをするとか、これは賃料が要るとかもありますけども、そういったところで運営費を賄って、広葉樹のまちづくりをやってますので、旧事務室に飛騨の家具を置いてオープンラウンジにする。旧の宿直室、仮眠室とか休憩室を、図書館が閉館しているときでも使えるように、Ｗｉ－Ｆｉとか電源を置いて中高生の受験専用の自習スペースという形で使えると。観光客で来た方からお金を落としていただいて、それで運営

していくと。子供たちの第二の居場所として活用することも考えられると思います。こういったことをぜひ考えていただいて、何とかあの貴重な駅舎を壊さずに持っていっていただきたいと思いますが、お答えいただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私に答えろという表情をされておりましたのでお答えをさせていただきますけども、あの建物はおっしゃっていただいたように、昭和９年に高山線ができたときの建物で、現存してるものは確かに少ないんです。ほかの高山線の建物、ＪＲ東海の中の建物、ほかもそうなんですが、基本的に取り壊して建て直すということについては非常にやられてるんですけども、現存してるものを活用してるところはほぼないということを考えると、私自身も歴史的な価値をどうしても残したいという強い思いがありますし、逆に希少になってるからこそ守らなければいけないってことも考えると、現状を生かしながら、ただ現状と言っても、昭和９年以降に一部建て増しされてる部分もあるんです。ですので、どこまでをどう守るかってことがあるんですが、それも含めて現状の外観をしっかり守りながら活用したいというのが基本的な考えなんです。

今おっしゃったような案ももちろんあると思うんですが、先ほどの券売機と制御盤の位置の問題から考えると、今の券売機、あれが一番の心臓部ですから、あれはどうしても必要だってことを考えると、今の形として開口部を待合室側に大きくとれないんですよね。あそこが全部オープンにできればもっと使いようがあるんですけども、壁を壊さずに今の券売機があることを前提にして中を使おうと思うと、実は結構工夫しないと使い勝手が決してよくないという問題があるものですから、なので今、森田商工観光部長からも答弁がありましたけども、まずはきちんと今どういう制約があるのかってことを見極めさせていただいた上で、どこまでが使えるのかってことを考えながら検討していく必要があろうかなというふうに思います。

もう一つ、実は、ＪＲ飛騨古川駅について言いますと、これまでも駅前に買物する場所がないという問題があって、駅の中の待合のところに昔はキヨスクがあったわけでありまして、そこを使えないかとか、あるいはトイレ、正面からいくと右側になるんですが、つまり通り側のところに小さい建物を建てさせてもらって、そこをそうしたものに使えないかとか、実はいろいろなことをこれまでも考えたことがあるんです。ＪＲからは決して否定的な意見でもなくて、条件をきちんと協議していただければ相談に乗らせてもらいますというようなこともあったんですが、他方で、駅前のニーズというものが、どのぐらいの需要があって採算が取れるのかってことがなかなか掴みづらいということがあり、また、コンビニの打診も過去にしたことがあるんですが、商圏の計算上はもう無理だっていう結論がほぼ出てる状態なものですから、それも難しい。そうすると、ある程度赤字を覚悟して行政的にやっていく必要があるっていうことになりますし、当然、賃料も払わないといけないってことになるので、その辺りも含めると結構簡単なようで難しい課題だという認識を持っています。

それともう一つ大きな変化は、駅東の開発が進んでるってことでありまして、あそこが進んだときに、あそこに商業施設もできるということを考えますと人の流れが大きく変わって、あるいはそこに滞在する人のスペースができてくるってこともあり得ますので、そうすると、それの行

く末を少し見極める必要もあろうかなということも思いますので、これは大いに活用していきたいんですが、その辺りはきちんと見極めて進んでいきたいという思いを持っておるということでございます。

○11番（前川文博）

多分前向きというか、いい話だと思うんですけども、私もいろいろ考えたんです。今の大学ができて、駅裏と駅前をつなぐ跨線橋もあり、その上では写真を撮る聖地になっているということで人の流れというのも出てくると思うんですけど、いかんせん私たちに今駅裏がどうなってるかの情報がないものですから、何ができるかも分からないと。多分市も分かってないと思うんですけど、今そういう中でいろいろ思うところで考えてきたんです。

もし裏にできるのであれば、また別のアプローチがあると思うんですけども、とにかく今は建物を何とかして今後活用していくんだという方針をまず市が示して、そのまま保存している状態、これをできるまであと２年ほどかかるのであれば、その間は維持していくことが大事だと思いますし、その辺だけはぜひＪＲ側に市の意向として伝えていただいて、待っていただけるようなことを考えていただかないと、ああいう無機質なコンクリートに建て替えられると大変ですので、その辺だけちょっと考えていただきたいなと思いますが、どうでしょうかね。

さっきの言われた券売機とか制御盤、多分制御盤を移すとなると、あれだけの小さいものですけど、もう配線が入っているし試験もやったりということになると、多分1,000万円ぐらいは移設費がかかるんですよ。そういうこともありますので、ぜひあそこはあのまま残していただいて、市のほうであとは活用したいということで持っていきたいなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ＪＲから取り壊して建て直すというような話は聞いておりませんし、いろいろな採算の面を考えても、恐らくそれはないだろうというふうに考えますので、市としてはもうとにかくこれまでも歴史的な建物であり、大事なものだっていうことは繰り返しいろいろな場で私自身も申し上げてきておりますので、そこについては大きなそごはないと思っておりますので、守るということを前提の上で、どういう利活用ができるかっていうのは本当に駅東のことも含めながら考えていきたい。

駅東の建物そのものが大きな観光地になっていく可能性があるので、そういったことを考えたときに人の流れが変わる可能性もあります。そのときに求められてくるってこともあろうかと思いますし、５年も10年も先の話ではない、既に着工しておりますので、そこをよく見極めながら有効に使っていきたい、大事にしていきたいという思いでおりますので、多分思うところは一緒だと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○11番（前川文博）

ぜひそのように進めていただきたいと思います。多分、奥は昔からの部分で、駅の改札に向かって手前の新しい扉がついているところ、あそこは昔、駅長事務室になっていましたので、あそこは増築したはずです。

それでは３点目に入らせていただきます。地域防災力の向上と自主防災組織の支援についてということで、２点お伺いいたします。１点目、自主防災組織への補助金制度の課題と公平な支援の在り方。２点目、自主防災組織連絡協議会の設置方針と地域ごとへの実情への配慮ということです。

１点目、自主防災組織への補助金制度の課題と公平な支援の在り方。自主防災組織に対しては、年間15万円、申請は年度内１回限りという補助金制度があります。神岡町の中心部である船津地区を見ますと、20町内で組織する自治会から単独の町内会まで、様々な組織形態が存在しています。自主防災組織が機能しているところもあれば、町内の戸数が３戸から５戸と少なく、自主防災組織の結成自体を考えることが難しい町内もあります。現状では、自主防災組織のない町内会は、この補助金の対象から外れてしまいます。一方で、20町内で組織するような大きな自主防災組織においては、各町内から資機材の改修や交換の希望が出た場合、年間15万円の補助金では到底足りません。また、年度内１回限りの申請となると、組織内での調整も大変な負担となります。自主防災組織の大小や組織の内訳、そして自主防災組織を結成できない町内に対しても、公平に漏れなく対応できる仕組みが必要だと考えます。

神岡の中心部で、いざというときに消火栓やホースが使えない事態となれば、それは単なる一町内の問題にとどまらず、周辺地域にまで被害が拡大するおそれがあります。その点を踏まえ、現在の補助金の在り方について、市の見解を伺います。

２点目です。自主防災組織連絡協議会の設置方針と地域ごとの実情への配慮ということです。現在、自主防災組織を活用し、連絡協議会を立ち上げる計画があると伺っております。先ほど補助金の項目でも触れましたが、自主防災組織がない地域において、その設置に苦慮していることは理解しております。自治会や区が存在しないため、自主防災組織もないというのが実情ではありますが、この連絡協議会をつくるために新たに自治会や区を設置するとなれば、それはまた別の話になってきます。

過去には、飛騨市合併後に32町内で一つの自治会が誕生したものの、役員の選出など課題が多く解散したといういきさつもあります。もともと神岡は公民館単位での活動が中心であり、区としての組織は少なく、町内会の上に公民館の組織があり、そこで運動会や敬老会、子供会の活動が行われてきました。

連絡協議会をつくり、自主的な防災組織のネットワークを構築することの重要性は理解できますが、地域によって組織の成り立ちは大きく異なります。この神岡地域の連絡協議会設置について、市として具体的にどのような方法で進めていくお考えなのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監　高見友康　登壇〕

□危機管理監（高見友康）

２点御質問いただきましたので順番に、まず、支援の在り方からお答えいたします。自主防災組織の強化育成については、災害対策基本法第５条第２項において、市町村長は、自主防災組織の充実を図るとともに、住民の自発的な防災活動の促進を図るように努めることとされており、消防組織法第52条第２項においても、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動を促進す

るため、必要な措置を講ずるよう努めることとされております。

こうした法の趣旨や国県の施策を踏まえ、自主防災組織が地域防災力を支える重要な担い手と位置づけ、資機材の整備・更新、防災訓練の実施、防災計画の作成等に対して、一定の制限の中で支援をしており、現行の補助制度では自主防災組織を対象としています。

神岡町船津地区におきましては、町内会の規模や組織の形態が多様で、自主防災組織が結成されているところ、戸数が少なく組織化が困難なところなど、地域の実情に大きな違いがあることや、消火栓周辺等における防災体制の重要性についても十分に認識しております。これは議員御指摘のとおりであると受け止めております。

現在の自主防災組織に対する補助金の年度内回数制限や上限額の設定は、限られた財源の中において、市内各地域の自主防災組織の活動を公平かつ継続的に支援するための制度として運用しているところで、船津地区において、議員御指摘の実情がある一方で、予算の制約や他の地域との均衡を図る観点から、現状の枠組みを一律に拡大・変更することは考えておりません。

一方で、船津地区における防災体制については、町内会の規模や組織形態が多様であることから、現在の自主防災組織の構成や活動の在り方が、地域の実情に十分適合しているかという点については、検討すべき課題であると認識しております。

このため、市としましては、自主防災組織連絡協議会の活動等を通じて、各町内会の実情や地域全体の防災上の課題を共有し、船津地区の実情を踏まえた自主防災体制の構築と、その充実・強化と活動促進を図っていくことが重要であると考えております。

２つ目、実情への配慮についてお答えします。自主防災組織連絡協議会は、区長等の地域役員の負担軽減を図るとともに、毎年役員が交代した場合においても、防災士等が防災委員として地域の防災活動を担い、役員を補佐することで、防災活動の継続性を維持・向上させることを目的としております。

そのため、各地域の自主防災組織等から選任された防災委員や防災士、防災関係者、専門家などが、連絡調整や研修等を通じて防災に関する知識や技能を高める活動の場として本協議会を位置づけており、通称「防災ラボ」として活動しております。この活動においては、防災士や各自主防災組織の防災委員の連絡・調整、研修等におけるスキルアップに加え、自主防災組織がない地域も含め、今後の自主防災組織の在り方について検討することも対象としております。

市としましては、地域によって町内会、公民館などの組織の成り立ちや活動単位が異なることを踏まえ、必ずしも自治会や区を新たに設置することを前提とはせず、それぞれの地域の実情に応じて、実際に災害時に機能する自主防災体制を構築することが重要であると認識しております。

具体的な検討にあたっては、関係者が集まり、先ほどの御質問において御指摘いただきました、船津地区が抱える課題をはじめ、高齢化や人口減少など、それぞれの地域が抱える事情を十分に把握した上で、災害時に実際に活動できる自主防災体制とするためには、どのような組織の単位や連携の形が望ましいのかを検討してまいります。

現段階では、船津地区における自主防災組織の編成については、例えば、公民館を単位とした組織、他自治体の事例も参考とし、避難所を中心として複数の町内会が連携する組織、さらには、高原川沿いの右岸地区、左岸地区など、共通する災害リスクを有する町内会が連携する広域的な組織など、様々な形があるものと認識しております。重要なのは、どのような名称や組織形態に

するかではなく、それぞれの地域において災害時の情報伝達、避難の呼びかけ、初期消火、救助、避難支援などを実際に行うことができる、実効性のある体制を構築することであると考えております。

自主防災組織連絡協議会は、準備会を立ち上げたばかりであり、今後、関係者との協議を重ねながら、具体的な在り方を検討していく段階であります。市としましては、関係者の知識や経験を持ち寄り、相互理解と協力を図りながら、地域ごとの実情に応じた実効性のある自主防災体制を構築し、地域防災力の向上につなげてまいりたいと考えております。

〔危機管理監　高見友康　着席〕

○11番（前川文博）

今２点の答弁をいただきました。２点目のほうで、防災ラボ、連絡協議会をつくるのに自治会とか区をつくらなくてもという言葉を聞いて安心をいたしました。先ほどの選挙のときにもつながるんですけども、神岡町はやっぱり区じゃなくて町内会ですので、一番基礎単位はそこなんですよ。そこがやっぱりしっかりやってるので、それを強引に一緒にしてしまおうってなるとゆがみが出るというか、なんで一緒にならなければいけないのって話になるんです。よその関係ない人が、人数が少ないのでそことそこが一緒になったらいいんじゃないのっていうと、何でうちはちゃんとこれでやっているんだからいいんじゃないのという話なんですね。

例えば、古川の区でちょっと人数が少なくなったからってなったときに、よその人が、じゃあそことそこ一緒になったらほかと一緒になるからいいんじゃないって言われたら多分ならないと思うんですよ。それと同じで町内会が基礎ですので、そこを十分考えていただいて、何でもかんでも区をつくるような雰囲気も考えていただきたいなと。

以前、防災のことで集まったときに、最後にそういう雰囲気になったこともあったんです。ですから、あえてここを強調して今回やらせていただきました。区というのがない神岡町ですが、町内会があるということを考えてやっていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

〔11番　前川文博　着席〕